

熊本県特定地域づくり事業協同組合制度支援員 (熊本県過疎地域等政策支援員) 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が配置する「熊本県特定地域づくり事業協同組合制度支援員（以下、「支援員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 人口急減地域で課題となっている人口流出や人材不足等に対処するため、事業者や市町村等に対し、「特定地域づくり事業協同組合制度（以下、「制度」という。）」の周知や、組合設立に係る手続支援等を行い、制度活用の推進を図ることを目的とする。

(業務内容)

第3条 支援員は、事業者、市町村及び関係機関等と連携し、次に掲げる業務を行う。

なお、その業務については、過疎地域その他条件不利地域を有する市町村とし、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域を有しない市町村の支援業務には従事しないものとする。

- (1) 制度周知・広報に関する業務
- (2) 新規組合認定支援に関する業務（相談対応、手続支援等）
- (3) フォローアップに関する業務（相談対応等）
- (4) 第1号から第3号に付随する業務（出勤簿、業務日報、報告書、経理関係書類作成等）

(支援員)

第4条 県が実施する特定地域づくり事業協同組合制度支援事業業務委託（以下、「業務委託」という。）における委託業務内容を実施することができる業務経験のある者を支援員とする。

(委嘱)

第5条 業務委託において、専属支援員となる者について、知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表する。

(委嘱期間)

第6条 支援員の従事期間は、県及び受託者の協議を持って決定することとする。

(委託料)

第7条 支援員の委託料については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して決定する。

(機密の保持)

第8条 支援員は、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第9条 支援員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、業務委託に係る契約書（以下、「契約書」という。）の定めに準じて処理する。

(解任)

第10条 知事は、支援員が次の各号の一に該当する場合は、支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障等のため、支援員としての活動に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (3) 支援員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 第1号から第3号の他、契約書の契約解除に関する条項に該当するとき

(県の役割)

第11条 支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援員の活動に関する支援
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他、支援員の円滑な活動に必要なこと

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。